

人権擁護委員について

1 人権擁護委員とは

- ・ 人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱されて活動する民間のボランティアの方々に、全国に14,000人の方が活動している。
- ・ 任期は3年、新任の候補者の場合は68歳以下、再任の場合は75歳未満。
- ・ 資格要件は市の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等、また、弁護士会、婦人・労働者・青年等の団体であって、直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員。
- ・ 本市の人権擁護委員は25名(定数25名)おり、宇都宮部会の一員として活動している。
宇都宮部会の構成：人権擁護について理解のある者8名、教育者8名、
婦人・労働者・青年等の団体の構成員3名など
- ・ 活動にあたり報酬はないが、交通費などの活動に要した費用は支給される。

2 人権擁護委員の主な活動について

地域の住民に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動や、人権問題の相談を受けるなどの活動を行っている。

- ・ 人権相談（毎月第2水曜日午前10時～午前12時、午後1時～午後3時、宇都宮市役所等において実施）
⇒ 市民からの相談をうけるもの。
担当していただくのは1年度に2回程度。
- ・ 人権講話
⇒ 小中学校を対象に、人権に係る講話を実施するもの。
1年度に1回程度。（6月～12月にかけての実施。※夏休みを除く）
- ・ 人権の花運動
⇒ 小学校を対象に、花の苗などを配付するもの。
1年度に1回程度。（6月～12月にかけての実施。※夏休みを除く）
- ・ その他の啓発活動
⇒ （例）「フェスタ my うつのみや」や「社会を明るくする運動」などのイベントにおける啓発活動の実施。（役割分担で担当を決定する。）
- ・ 研修会
⇒ 宇都宮部会が主催する研修会に参加するもの。
1年度に1回。（11月～12月にかけて実施。※参加は任意）
- ・ 宇都宮部会への参加
⇒ 宇都宮部会の事業計画などを議題とした会議へ参加するもの。
1年度に2回。（4月、2月）
- ・ 宇都宮地方法務局内での人権相談。（担当していただくのは2～3か月に1回程度。時間は、9時30分～16時30分、12時～13時は昼休み）※担当日程の調整は可能